

第 1 編

總 論

第1章 総則

第1節 宮崎県地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、宮崎県防災会議が本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するものである。

この計画は、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため県、市町村、指定公共機関、指定地方行政機関等が、それぞれの有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害に関する予防、災害応急対策、災害復旧等を効果的に実施することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。

また、地震災害対策編及び津波災害対策編については宮崎県地震・被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたつて、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画であることを基本とする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

第1編	総論
第2編	共通対策編
第3編	地震災害対策編
第4編	津波災害対策編
第5編	風水害等対策編
第6編	火山災害対策編
第7編	海上災害対策編
第8編	航空災害対策編
第9編	鉄道災害対策編
第10編	道路災害対策編
第11編	危険物等災害対策編
第12編	大規模な火事災害対策編
第13編	林野火災対策編
第14編	原子力災害対策編

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。
- 4 市町村防災計画 災害対策基本法に基づき、市町村防災会議が策定した市町村地域防災計画をいう。
- 5 県災対本部 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。
- 6 県災対本部長 宮崎県災害対策本部長をいう。
- 7 地方支部 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
- 8 地方支部長 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
- 9 現地災対本部 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。
- 10 現地災対本部長 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。
- 11 市町村災対本部 災害対策基本法に基づき設置された市町村災害対策本部をいう。
- 12 宮崎県地震・津波被害想定調査 宮崎県が実施した宮崎県地震・津波被害想定調査結果をいう。
- 13 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 14 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりである。

1 県

県は、本県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市町村

市町村は、市町村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
 - (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
 - (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
 - (15) 災害救助法の適用に関すること
 - (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
 - (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
 - (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
 - (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
 - (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
 - (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 - (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
 - (23) 地域安全対策に関すること
 - (24) 災害廃棄物の処理に関すること
- (災害復旧)
- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
 - (26) 物価の安定に関すること
 - (27) 義援金品の受領、配分に関すること
 - (28) 災害復旧資材の確保に関すること
 - (29) 災害融資等に関すること

2 市町村

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
- (8) 給水体制の整備に関すること
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- (10) 災害危険区域の把握に関すること
- (11) 各種災害予防事業の推進に関すること

- (12) 防災知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (13) 水防・消防等応急対策に関すること
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関すること
- (17) 災害広報に関すること
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- (19) 復旧資機材の確保に関すること
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること
- (24) 災害廃棄物の処理に関すること
(災害復旧)
- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関するとき
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること
- (27) 市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- (28) 義援金品の受領、配分に関すること

3 宮崎県警察本部

(災害予防)

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 通信確保に関すること
- (3) 関係機関との連絡協調に関すること
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (7) 防災知識の普及に関すること
(災害応急対策)
- (8) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (9) 被害実態の把握に関すること
- (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- (11) 行方不明者の調査に関すること
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- (17) 広報活動に関すること
- (18) 死体の調査・検視に関すること

指定地方行政機関

4 九州管区警察局

(災害予防)

- (1) 警備計画等の指導に関すること
(災害応急対策)
- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること
- (4) 他の管区警察局との連携に関すること
- (5) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- (7) 警察通信の運用に関すること
- (8) 津波予報の伝達に関すること

〔宮崎県情報通信部〕

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること
- (2) 他の県情報通信部との連携に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- (4) 警察通信運用に関すること

5 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関すること
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
(災害復旧)
- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること

6 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること
- (2) 関係職員の現地派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

7 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関すること
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること
(災害応急対策)
- (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること
- (6) 応急用食料の調達・供給に関すること
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること
(災害復旧)
- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること

- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- (13) 技術者の緊急派遣等に関する事

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事
- (2) 林野火災予防体制の整備に関する事
(災害応急対策)
- (3) 林野火災対策の実施に関する事
- (4) 災害対策用材の供給に関する事
(災害復旧)
- (5) 復旧対策用材の供給に関する事

9 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関する事
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
(災害応急対策)
- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事
(災害復旧)
- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

10 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関する事
- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事
(災害応急対策)
- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関する事
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事
(災害応急対策)
- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
- (7) 緊急輸送命令に関する事

12 大阪航空局(宮崎空港事務所)

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

13 国土地理院九州地方測量部

- (1) 地殻変動の監視に関すること
- (2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

14 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
 - (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
 - (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること
 - (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
 - (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること

15 福岡管区気象台（宮崎地方気象台）

(災害予防)

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

16 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること
 - (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
 - (4) 非常通信の統制、管理に関すること
 - (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
 - (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること

17 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
 - (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること
- (災害補償対策)
- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること
- (災害応急対策)
- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
 - (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること

18 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる

（災害予防）

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (3) 災害危険区域の選定または指導に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること

（災害応急対策）

- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること
- (10) 水防活動の指導に関すること
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- (12) 災害広報に関すること
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- (15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること

（災害復旧）

- (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
- (17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

（その他）

- (18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

19 九州地方環境事務所

（災害予防）

- (1) 公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関すること
（災害応急対策）
- (2) 災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関すること
- (3) 災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関すること
（災害復旧）
- (4) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
- (5) 災害時における災害廃棄物の処理支援に関すること

20 自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊）

（災害予防）

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
（災害応急対策）
- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

指定公共機関

21 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局及び県内郵便局）

（災害応急対策）

- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

22 九州旅客鉄道株式会社

（災害予防）

- (1) 鉄道施設の防火管理に関する事
 - (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
 - (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- （災害応急対策）
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
 - (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- （災害復旧）
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

23 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ（宮崎支店）、KDDI 株式会社

（災害予防）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
 - (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- （災害応急対策）
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事
 - (4) 災害時における重要通信に関する事
 - (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関する事

24 日本銀行（宮崎事務所）

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関する事

25 日本赤十字社（宮崎県支部）

（災害予防）

- (1) 災害医療体制の整備に関する事
 - (2) 災害救援物資等の備蓄に関する事
- （災害応急対策）
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事
 - (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関する事

26 日本放送協会（宮崎放送局）

（災害予防）

- (1) 防災知識の普及に関する事
 - (2) 災害時における放送の確保対策に関する事
- （災害応急対策）
- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事
 - (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事
 - (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - (6) 災害時における広報に関する事

(災害復旧)

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

27 西日本高速道路株式会社(九州支社宮崎高速道路事務所)

(災害予防)

(1) 管理道路の整備と防災管理に関する事

(災害応急対策)

(2) 管理道路の疎通の確保に関する事

(災害復旧)

(3) 被災道路の復旧事業の推進に関する事

28 日本通運株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

(1) 緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事

(災害復旧)

(3) 復旧資材等の輸送協力に関する事

29 九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)

(災害予防)

(1) 電力施設の整備と防災管理に関する事

(災害応急対策)

(2) 災害時における電力の供給確保に関する事

(災害復旧)

(3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

指定地方公共機関

30 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関する事
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関する事
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関する事

31 宮崎ガス株式会社

(災害予防)

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関する事
- (2) 導管の耐震化の確保に関する事
(災害応急対策)
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事
(災害復旧)
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

32 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 災害時における報道の確保対策に関する事
(災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の報道周知に関する事
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (5) 災害時における広報に関する事
(災害復旧)
- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事

33 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事
(災害応急対策)
- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
(災害復旧)
- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事

34 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事
(災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (6) 災害時における広報に関する事
(災害復旧)
- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

35 宮崎県医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること

36 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療救護の実施に関すること
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること

37 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること

38 宮崎県LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること

39 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保に関すること

40 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること

41 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること

42 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策に関すること

43 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
 - (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
 - (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - (6) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧)
- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

44 土地改良区

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 土地改良施設の整備に関する事
- (2) 農地湛水の防排除活動に関する事
- (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関する事

45 農業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関する事
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事
- (4) 被災農家に対する融資斡旋に関する事

46 森林組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関する事

47 漁業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関する事

48 商工会議所、商工会等商工業関係団体

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事

49 各港湾施設の管理機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 港湾施設(水門、護岸、堤防、防潮壁等)の維持管理に関する事
- (2) 施設の災害復旧の実施に関する事

50 組合営水道事業者及び専用水道管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関する事
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関する事

51 金融機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 被災事業者等に対する資金融資に関する事

52 病院等医療施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事

53 社会福祉施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事

54 学校法人

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練に関する事
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関する事

55 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 安全管理の徹底に関する事
- (2) 防護施設の整備に関する事

56 宮崎県道路公社

(災害予防)

- (1) 公社管理道路の整備と防災管理に関する事。
(災害応急対策)
- (2) 公社管理道路の疎通の確保に関する事。
(災害復旧)
- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

第3節 住民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第4節 減災に向けた県民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市町村、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する県民運動の展開を図る。

県、市町村の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

県、市町村はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

- 1 都市化の急速な進展に伴って、都市部への人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビルの発達等が見られる。
これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。
- 2 高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。
これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
- 3 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。
これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。
- 4 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。
これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。
また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災会議など防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- 5 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル等の増加、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。
- 6 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。